

目次

- 第1章 総則(第1条－第5条)
- 第2章 技術指針(第6条)
- 第3章 計画段階配慮の手続等
 - 第1節 計画段階環境配慮書(第7条－第7条の5)
 - 第2節 事業計画の検討等(第8条・第8条の2)
- 第4章 環境影響評価の手続等
 - 第1節 環境影響評価方法書(第9条－第13条)
 - 第2節 環境影響評価の実施(第14条)
 - 第3節 環境影響評価準備書(第15条－第19条)
 - 第4節 事業者の見解書、公聴会及び市長の審査書(第20条－第22条)
 - 第5節 環境影響評価書(第23条・第24条)
 - 第6節 対象事業の実施(第25条・第26条)
- 第5章 事後調査の手続等(第27条－第30条)
- 第6章 対象事業の内容の変更等(第31条・第32条)
- 第7章 環境影響評価その他の手続の特例(第33条)
- 第8章 法対象事業に対する措置(第33条の2－第35条の2)
- 第9章 名古屋市環境影響評価審査会(第36条－第41条)
- 第10章 雑則(第42条－第50条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名古屋市環境基本条例(平成8年名古屋市条例第6号)第10条の規定に基づき、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に際し、あらかじめ環境の保全の見地からの計画段階配慮及び環境影響評価を行い、並びに事業の実施後に事後調査を行うことが環境の保全上重要であることにかんがみ、これらが適切かつ円滑に行われるための手続その他必要な事項を定めることにより、環境の保全の見地から適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価 事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。)について、あらかじめ、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及

び評価を行うとともに、これらを行う過程において当該事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

- (2) 対象事業 別表に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であつて、環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)に該当するものを除く。
- (3) 事業者 対象事業を実施し、又は実施しようとする者(委託に係る対象事業にあつては当該委託をし、又は委託をしようとする者)をいう。ただし、第7条第2項の規定を実施できる時期に至つても対象事業を実施しようとする者が定まっていなるときその他市長が特別の理由があると認めるときは、市長が定める者をいう。
- (4) 計画段階配慮 事業者が対象事業に係る計画の立案の段階において、当該対象事業の実施が想定される区域(以下「実施想定区域」という。)における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)について検討すること及び環境の保全の見地から配慮することをいう。
- (5) 事後調査 事業者が対象事業に係る工事の着手後に、当該対象事業に係る環境影響を把握するために行う調査をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例に定める計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるように必要な指導、助言、情報の収集及び提供その他の措置を講ずるとともに、市民の意見が適切に反映されるようにその運用に努めなければならない。

2 市は、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査に関する手法の調査及び研究並びに当該手法に係る情報の収集に努めるとともに、この条例の運用体制の整備充実に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、環境の保全の重要性を深く認識し、自己の責任と負担において、この条例の規定による計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続を適正かつ誠実にを行い、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、この条例の定めるところにより、対象事業の実施に関して環境の保全の見地から適切な意見を提示するとともに、この条例に定める計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるようにするため当該手続の実施に協力するように努めなければならない。

第2章 技術指針

(技術指針の策定等)

第6条 市長は、対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適切に行われるようにするため、本市の区域における環境の特性等を考慮して、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査に係る技術的な事項に関する指針(以下「技術指針」という。)を策定するものとする。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法並びに環境の

保全の見地から配慮すべき事項

- (2) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法
 - (3) 事後調査の項目及び手法
 - (4) その他計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査に係る技術的な事項
- 3 市長は、技術指針について最新の科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、技術指針を改定するものとする。
- 4 市長は、技術指針を策定し、又は改定するときは、あらかじめ、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとし、当該技術指針を策定し、又は改定したときは、これを告示するものとする。

第3章 計画段階配慮の手続等

第1節 計画段階環境配慮書

(配慮書の作成等)

第7条 事業者は、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る計画段階配慮を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定により計画段階配慮を行った後、技術指針で定めるところにより、当該計画段階配慮の結果に係る次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 対象事業の実施想定区域及びその周辺地域の概況
- (4) 対象事業に係る2以上の計画について、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) 環境の保全の見地から配慮した内容

3 前項の配慮書には、当該配慮書の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、市長が定めるものを添付するものとする。

(配慮書の告示及び縦覧)

第7条の2 市長は、配慮書の提出を受けたときは、その旨を告示し、当該配慮書の写しを当該告示の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(配慮書の周知)

第7条の3 事業者は、前条の縦覧期間内に、対象事業の実施想定区域及びその周辺地域内の住民に対し、規則で定めるところにより、当該配慮書の内容について周知を図らなければならない。

(配慮書についての意見の提出等)

第7条の4 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の2の告示の日から起算して45日以内に、規則で定めるところにより、当該意見を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の意見の提出を受けたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

(配慮書についての市長の意見等)

第7条の5 市長は、第7条の2の告示の日から起算して規則で定める期間内に、前条第1項の意見に留意して、配慮書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類(以下「配慮意見書」とい

う。)を作成し、事業者に送付するものとする。

- 2 市長は、配慮意見書の作成に当たっては、事業者に対し、前条第1項の意見についての見解又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、配慮意見書の作成に当たっては、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、配慮意見書を作成したときは、その旨を告示し、当該配慮意見書の写しを当該告示の日から起算して15日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第2節 事業計画の検討等

(事業計画の検討)

第8条 事業者は、配慮意見書の送付を受けたときは、その意見を勘案するとともに、第7条の4第1項の意見に配慮して、配慮書の内容及び対象事業に係る計画について検討を加えるものとする。

(法第2種事業に係る適用)

第8条の2 法第2条第3項に規定する第2種事業を実施しようとする者(法第3条の10第1項の規定による通知をした者を除く。)については、事業者とみなし、第7条から前条までの規定を適用する。

第4章 環境影響評価の手続等

第1節 環境影響評価方法書

(方法書の作成等)

第9条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況
- (4) 第7条の4第1項の意見の概要
- (5) 配慮意見書に記載された市長の意見
- (6) 前2号の意見についての事業者の見解
- (7) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- (8) 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容

2 前項の方法書には、その内容を要約した書類(以下「方法書要約書」という。)を添付するものとする。

3 第1項の方法書には、当該方法書及び前項の方法書要約書の電磁的記録であつて、市長が定めるものを添付するものとする。

4 事業者は、対象事業の内容がおおむね特定されるとともに、この条例に定める環境影響評価その他の手続により求められる環境への配慮を当該対象事業に係る計画に反映させることが可能な時期に方法書を作成しなければならない。

(方法書の告示及び縦覧)

第10条 市長は、方法書の提出を受けたときは、その旨を告示し、当該方法書及び方法書要約書の写

しを当該告示の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(方法書の周知)

第11条 事業者は、前条の縦覧期間内に、対象事業の実施予定地及びその周辺地域内の住民に対し、規則で定めるところにより、当該方法書の内容について周知を図らなければならない。

(方法書説明会の開催等)

第11条の2 事業者は、第10条の縦覧期間内に対象事業の実施予定地又はその周辺地域内において、方法書の内容を周知するための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、対象事業の実施予定地又はその周辺地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、対象事業の実施予定地又はその周辺地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、当該方法書説明会の開催を予定する日時、場所その他の規則で定める事項を記載した書類を市長に提出するとともに、あらかじめ、これらの事項について対象事業の実施予定地及びその周辺地域内の住民に対し、周知を図らなければならない。
 - 3 市長は、事業者が方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、事業者に対し、助言を行うことができる。
 - 4 事業者は、天災その他の事業者の責めに帰することができない事由により方法書説明会を開催することができない場合には、対象事業の実施予定地及びその周辺地域内の住民に対し、方法書要約書の提供その他の必要な措置を講ずることにより、当該方法書説明会の開催に代えることができる。
 - 5 事業者は、方法書説明会を開催したとき又は前項の規定により方法書説明会に代わる必要な措置を講じたときは、速やかに、その状況等を記載した書類を作成し、市長に提出しなければならない。
- (方法書についての意見の提出等)

第12条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第10条の告示の日から起算して45日以内に、規則で定めるところにより、当該意見を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の意見の提出を受けたときは、その写しを事業者に送付するものとする。

(方法書についての市長の意見等)

第13条 市長は、第10条の告示の日から起算して規則で定める期間内に、前条第1項の意見に配慮して、方法書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類(以下「方法意見書」という。)を作成し、事業者に送付するものとする。

- 2 市長は、方法意見書の作成に当たっては、事業者に対し、前条第1項の意見についての見解又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、方法意見書の作成に当たっては、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、方法意見書を作成したときは、その旨を告示し、当該方法意見書の写しを当該告示の日から起算して15日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第2節 環境影響評価の実施

(環境影響評価の項目等の選定及び実施)

第14条 事業者は、方法意見書の送付を受けたときは、その意見を勘案するとともに、第12条第1項の意見に配慮して、第9条第1項第7号に掲げる事項について検討を加え、技術指針で定めるところ

により、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第3節 環境影響評価準備書

(準備書の作成等)

第15条 事業者は、前条第2項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第9条第1項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項
- (2) 第12条第1項の意見の概要
- (3) 方法意見書に記載された市長の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

イ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

ウ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- (7) 事後調査に関する事項
- (8) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (9) その他市長が定める事項

2 前項の準備書には、その内容を要約した書類(以下「準備書要約書」という。)を添付するものとする。

3 第1項の準備書には、当該準備書及び前項の準備書要約書の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。

(準備書の告示及び縦覧等)

第16条 市長は、準備書の提出を受けたときは、速やかに、対象事業に係る環境影響を受けるおそれがある地域として当該準備書の内容について周知を図る必要がある地域(以下「関係地域」という。)を定め、当該準備書の提出があった旨及び関係地域の範囲を告示し、当該準備書及び準備書要約書の写しを当該告示の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 市長は、前項の関係地域を定めるに当たっては、環境影響評価の結果にかんがみ、事業者と協議するものとする。

(準備書の周知)

第17条 事業者は、前条第1項の縦覧期間内に関係地域の住民に対し、規則で定めるところにより、準備書の内容について周知を図らなければならない。

(準備書説明会の開催等)

第18条 事業者は、第16条第1項の縦覧期間内に関係地域内において、準備書の内容を周知するための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、準備書説明会を開催するときは、当該準備書説明会の開催を予定する日時、場所その他の規則で定める事項を記載した書類を市長に提出するとともに、あらかじめ、これらの事項について関係地域の住民に対し、周知を図らなければならない。
- 3 市長は、事業者が準備書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、事業者に対し、助言を行うことができる。
- 4 事業者は、天災その他の事業者の責めに帰することができない事由により準備書説明会を開催することができない場合には、関係地域の住民に対し、準備書要約書の提供その他の必要な措置を講ずることにより、当該準備書説明会の開催に代えることができる。
- 5 事業者は、準備書説明会を開催したとき又は前項の規定により準備書説明会に代わる必要な措置を講じたときは、速やかに、その状況等を記載した書類を作成し、市長に提出しなければならない。(準備書についての意見の提出等)

第19条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第16条第1項の告示の日から起算して45日以内に、規則で定めるところにより、当該意見を市長に提出することができる。

- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定により意見が市長に提出された場合について準用する。

第4節 事業者の見解書、公聴会及び市長の審査書

(見解書の作成等)

第20条 事業者は、前条第2項において準用する第12条第2項の規定により意見の送付を受けたときは、その内容を整理したうえ、次に掲げる事項を記載した書類(以下「見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 前条第1項の意見の概要
- (4) 前号の意見についての事業者の見解
- (5) その他市長が指示する事項

- 2 前項の見解書には、当該見解書の電磁的記録であつて、市長が定めるものを添付するものとする。

- 3 市長は、見解書の提出を受けたときは、その旨を告示し、当該見解書の写しを当該告示の日から起算して15日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(公聴会の開催等)

第21条 市長は、見解書の提出を受けたときは、当該見解書について環境の保全の見地からの意見を聴くため、前条第3項の縦覧期間経過後、速やかに、公聴会を開催するものとする。ただし、第19条第1項の意見の提出がないとき又は第4項の規定による陳述の申出がないときその他市長が公聴会を開催する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により公聴会を開催しようとするときは、当該公聴会の開催を予定する日の45日前までにその日時、場所その他の規則で定める事項を告示するものとする。
- 3 公聴会において意見を陳述することができる者は、本市の区域内に住所を有する者又はその推薦

を受けた学識経験者その他規則で定める者とする。

- 4 公聴会において意見の陳述をしようとする者は、第2項の告示の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その氏名及び住所並びに見解書についての環境の保全の見地からの意見の要旨その他必要な事項を市長に提出することにより申出をするものとする。
- 5 事業者又はその代理人は、公聴会に出席し、当該公聴会において陳述された意見についての見解を述べることができる。
- 6 市長は、名古屋市環境影響評価審査会の委員及び特別委員に対し、公聴会への出席を求めることができる。
- 7 市長は、公聴会を開催したときは、規則で定めるところにより、当該公聴会の結果を記載した書類を作成し、事業者に送付するものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、公聴会の開催等に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査書の作成等)

第22条 市長は、第20条第3項の告示の日(第19条第1項の意見の提出がないときは、当該意見の提出期限の満了日の翌日)から起算して規則で定める期間内に、第19条第1項の意見、見解書及び公聴会における意見に配慮して、準備書について環境の保全の見地から審査を行い、環境影響評価審査書(以下「審査書」という。)を作成し、事業者に送付するものとする。

- 2 市長は、審査書の作成に当たっては、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、審査書を作成したときは、その旨を告示し、当該審査書の写しを当該告示の日から起算して15日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第5節 環境影響評価書

(評価書の作成等)

第23条 事業者は、審査書の送付を受けたときは、その意見を尊重し、第19条第1項の意見及び公聴会における意見に配慮して、準備書の記載事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 第19条第1項の意見の概要
 - (3) 公聴会における意見の概要
 - (4) 前2号の意見についての事業者の見解
 - (5) 審査書に記載された市長の意見
 - (6) 審査書に基づき準備書の内容を変更するときはその内容(準備書の内容を変更しないときはその理由)
 - (7) その他市長が定める事項
- 2 前項の評価書には、当該評価書の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。

(評価書の告示及び縦覧)

第24条 市長は、評価書の提出を受けたときは、その旨を告示し、当該評価書の写しを当該告示の日から起算して30日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第6節 対象事業の実施

(対象事業の実施の制限)

第25条 事業者は、前条の規定による告示が行われるまでは、対象事業を実施してはならない。

(事業者の環境の保全の配慮)

第26条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

第5章 事後調査の手続等

(工事の着手、供用の開始及び工事の完了の届出)

第27条 事業者は、対象事業に係る工事に着手するときは、あらかじめ、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、対象事業に係る工事の全部を完了する前に、土地又は工作物の供用を開始するときは、あらかじめ、供用開始予定年月日その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

3 事業者は、対象事業に係る工事の全部を完了したときは、速やかに、工事着手年月日、工事完了年月日その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

(事後調査計画書の作成等)

第28条 事業者は、前条の規定による届出をするに当たっては、対象事業に係る環境影響を適切に把握するため、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書(工事着手の届出に係るものにあつては当該工事中の、供用開始の届出(供用開始の届出をしない場合にあつては工事完了の届出)に係るものにあつては対象事業に係る土地又は工作物の供用開始後及び工事完了後(以下「供用開始後」という。)のもの)を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称

(3) 対象事業に係る事後調査の項目及び手法

(4) 事後調査を行う時期及び期間

(5) その他市長が指示する事項

2 前項の事後調査計画書には、当該事後調査計画書の電磁的記録であつて、市長が定めるものを添付するものとする。

3 市長は、事後調査計画書の提出を受けたときは、その旨を告示し、当該事後調査計画書の写しを当該告示の日から起算して15日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(事後調査の実施等)

第29条 事業者は、事後調査計画書に基づき、対象事業に係る工事中及び供用開始後の事後調査を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、市長の承認を得て、当該事業者以外の者に事後調査を行わせることができる。この場合において、当該事業者以外の者が行った事後調査は、当該事業者が行ったものとみなす。

3 事業者は、事後調査により環境の保全の見地から必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(事後調査結果報告書等の作成等)

第29条の2 事業者は、第29条第1項の規定による事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところ

により、事後調査結果報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 事業者は、対象事業に係る工事を規則で定める期間を超えて行おうとするときは、技術指針で定めるところにより、一定期間ごとに、工事中の事後調査の結果等に係る事後調査結果中間報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 3 事業者は、供用開始後、定常状態に至るまでに相当期間を要するときは、技術指針で定めるところにより、対象事業に応じた適切な時期に、供用開始後の事後調査の結果等に係る事後調査結果中間報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 4 事後調査結果報告書及び事後調査結果中間報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 第28条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
 - (2) 事後調査の結果
 - (3) 前条第3項の規定により環境の保全のための措置を講じたときはその内容
 - (4) その他市長が指示する事項
- 5 事後調査結果報告書及び事後調査結果中間報告書には、当該報告書の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。
- 6 市長は、事後調査結果報告書又は事後調査結果中間報告書の提出を受けたときは、その旨を告示し、当該報告書の写しを当該告示の日から起算して15日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
(事後調査に係る市長の措置)

第30条 市長は、事後調査の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な指導を行い、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 市長は、事後調査結果報告書又は事後調査結果中間報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、前項の意見を踏まえ、対象事業に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずるように求めることができる。
- 4 事業者は、前項の措置を講じたときは、その内容を市長に報告しなければならない。

第6章 対象事業の内容の変更等

(事業内容の変更の場合の環境影響評価、事後調査その他の手続)

- 第31条 事業者は、第10条の規定による告示が行われてから第29条の2第6項の規定による供用開始後の事後調査結果報告書の告示が行われるまでの間に第9条第1項第2号に掲げる事項のうち、対象事業の目的及び内容を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、変更予定年月日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該変更を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による届出には、当該届出の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該届出の日から起算して規則で定める期間内に、当該変更後の対象事業について第4章及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があるか否かを判断し、その結果を当該事業者に通

するものとする。

- 4 前項の場合において、市長は、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、第3項の規定による通知をしたときは、その旨を告示し、第1項の規定による届出及び当該通知の写しを当該告示の日から起算して15日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 6 事業者は、第3項の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要がある旨の通知を受けたときは、当該通知に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を行わなければならない。
- 7 第25条の規定は、前項の規定により環境影響評価、事後調査その他の手続を行うこととなった事業者について準用する。この場合において、第25条中「告示」とあるのは「告示(同条の規定による告示が行われ、かつ、第4章及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が再度行われた後に行われるものに限る。)」と読み替えるものとする。

(対象事業の廃止等)

第32条 事業者は、第7条の2の規定による告示が行われてから第29条の2第6項の規定による供用開始後の事後調査結果報告書の告示が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 対象事業の名称、目的及び内容を変更した場合において当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、その旨を告示するものとする。
- 3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の告示の日前に当該引継ぎ前の事業者が行った計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第7章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第33条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業に関する計画段階配慮、環境影響評価その他の手続については、規則で定める。

第8章 法対象事業に対する措置

(法対象事業に係る指針の策定)

第33条の2 市長は、法対象事業に係る事後調査が科学的知見に基づき適切に行われるようにするため、本市の区域における環境の特性等を考慮して、事後調査の項目及び手法その他事後調査に係る技術的な事項に関する指針(以下「法対象事業に係る技術指針」という。)を策定するものとする。

- 2 第6条第3項及び第4項の規定は、法対象事業に係る技術指針について準用する。この場合におい

て、第6条第3項及び第4項中「技術指針」とあるのは「法対象事業に係る技術指針」と読み替えるものとする。

(法対象事業に対する準用)

第34条 第5章及び第46条から第48条(第2項第2号を除く。)まで(工事着手後に行われる手続に限る。)の規定は、法対象事業に係る事後調査について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法対象事業等に係る市長の意見形成の手続)

第35条 第13条第3項及び第4項、第20条第3項、第21条並びに第22条第2項及び第3項の規定は、市長が法第10条第2項又は第4項及び法第20条第2項又は第4項(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。)の規定により意見を述べる場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第35条の2 市長が、法、愛知県環境影響評価条例(平成10年愛知県条例第47号)等の規定(前条に掲げる規定を除く。)により環境の保全の見地からの意見を求められた場合は、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第9章 名古屋市環境影響評価審査会

(設置)

第36条 市長の附属機関として、名古屋市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第37条 審査会は、市長の求めに応じて、計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査に関する技術的又は専門的事項について調査審議するとともに、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第38条 審査会は、委員及び特別委員をもって組織する。

2 委員は20人以内とし、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 特別の事項を調査審議するため必要がある場合には、その調査審議事項ごとに特別委員を置くものとし、調査審議事項を明記して市長が委嘱する。

(任期)

第39条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、その調査審議事項の調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(意見聴取)

第40条 審査会は、第37条に規定する調査審議のために必要があると認めるときは、事業者その他関係者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(運営等)

第41条 第36条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 雑則

(手続の併合)

第42条 市長は、事業者が相互に密接に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合において、

環境の保全の見地から必要があると認めるときは、事業者に対し、これらの対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うことを求めることができる。

- 2 2以上の事業者が相互に密接に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、当該2以上の対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うことができる。この場合において、これらの事業者は、相互に協議して当該手続を行う事業者を定め、その旨を市長に通知しなければならない。

(許可等への配慮)

第43条 市長は、評価書の提出を受けた場合において、事業者が当該評価書に係る対象事業の実施に当たって法令等の規定により許可、認可その他これらに相当する行為(以下「許可等」という。)を要することとされているときは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 当該対象事業について自ら許可等の権限を有するとき 当該許可等を行うに当たり、当該対象事業に係る評価書の内容について適正な配慮をするものとする。
- (2) 当該対象事業について許可等の権限を有する者が市長以外の者であるとき 当該許可等の権限を有する者が許可等を行うに当たり、環境の保全の見地からの配慮がなされるものであるときは、評価書の写しを当該許可等の権限を有する者に送付し、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮がなされるように要請するものとする。

(評価書の告示後における環境影響評価、事後調査その他の手続の再実施)

第44条 事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第4章及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部の実施について市長と協議しなければならない。

- (1) 第24条の告示の日から起算して規則で定める期間を経過した日以後に当該告示に係る対象事業に係る工事に着手しようとするとき。
- (2) 対象事業に係る工事に着手した場合において、当該工事を規則で定める期間を超えて中断した後再開しようとするとき。
- 2 市長は、前項の協議に基づき、対象事業の実施予定地及びその周辺地域の環境の状況の変化その他の特別の事情により、環境の保全の見地から対象事業について環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があると認めるときは、当該事業者にその旨を通知するものとする。
- 3 第31条第6項の規定は、前項の規定により市長が当該事業者に通知した場合について準用する。
- 4 第25条の規定は、前項において準用する第31条第6項の規定により環境影響評価、事後調査その他の手続を行うこととなった事業者について準用する。この場合において、第25条中「告示」とあるのは「告示(第44条第3項において準用する第31条第6項の規定により環境影響評価、事後調査その他の手続が行われた後に行われるものに限る。)」と読み替えるものとする。

(他の地方公共団体の長との協議)

第45条 市長は、対象事業の実施想定区域、実施予定地又は関係地域に、本市の区域に属さない地域が含まれるおそれがあるときは、当該地域における計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、当該地域を管轄する地方公共団体の長と協議するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する場合のほか、この条例の適切かつ円滑な運用を図るため、対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続について、関係地方公共団体の長と協議す

ることができる。

(報告の徴収等)

第46条 市長は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第47条 市長は、対象事業に係る工事が着手された後に、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所又は当該対象事業が実施されている区域に立ち入り、当該対象事業の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、勧告及び公表)

第48条 市長は、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続について事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるように勧告することができる。

(1) この条例の規定に違反して計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を行わないとき。

(2) 第25条(第31条第7項及び第44条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき。

(3) 第30条第3項に規定する環境の保全について必要な措置を講じないとき。

3 市長は、事業者に対し、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該事業者の氏名又は名称を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者にその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(適用除外)

第49条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

(3) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において実施される同項第3号に規定する事業

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成11年6月12日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1章、第6

条、第3章、第9章及び別表の規定は公布の日から、附則第4条の規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、従前の環境影響評価、事後調査その他の手続に関する定めに従って作成された書類は、規則で定めるところにより、この条例の相当する規定により作成された環境影響評価、事後調査その他の手続に関する書類とみなす。

第3条 対象事業(その対象事業について、前条の規定により、この条例の相当する規定により作成された環境影響評価、事後調査その他の手続に関する書類とみなされた書類のいずれかがある場合における当該対象事業を除く。)であって、次に掲げるもの(第1号に掲げるものにあつては、施行日以後その内容を変更せず、又は規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第2章から第7章までの規定は、適用しない。

(1) 施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業(当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。)

(2) 施行日から起算して6月を経過する日までに実施されるもの

2 前項に規定する対象事業を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該対象事業について、環境の保全の見地から適正な配慮を行うため、第4章から第6章までの規定の例による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うことができる。この場合において、市長は、当該手続の実施に関し、必要な助言を行い、又は協議を求めることができる。

第4条 この条例の施行後に事業者となるべき者は、第8条第3項において準用する第6条第3項の規定による告示後この条例の施行前において第9条から第14条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 前項に規定する者は、同項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

3 市長は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

4 前項の規定による告示が行われた場合において、第1項に規定する者が第9条から第14条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行ったときは、市長は、当該規定の例による手続を行うものとする。

5 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この条例に相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

附 則(平成24年条例第61号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第11条の規定は規則で定める日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例による改正後の名古屋市環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第6条の規定に基づく技術指針の策定その他の行為及び新条例第33条の2の規定に基づく法対象事業(新条例第2条第2号に規定する法対象事業をいう。以下同じ。)の技術指針の策定その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

第3条 新条例第7条から第8条までの規定は、施行日前にこの条例による改正前の名古屋市環境影響評価条例(以下「旧条例」という。)第9条第1項の規定により方法書を提出している対象事業(新条例第2条第2号に規定する対象事業をいう。以下同じ。)については、適用しない。この場合において、新条例第32条第1項中「第7条の2の規定による告示」とあるのは「第10条の規定による告示」と読み替えるものとする。

第4条 この条例の施行の際現に旧条例第9条第1項の規定により方法書を提出している対象事業については、旧条例の規定を適用し旧条例第13条第4項の規定による告示及び縦覧が行われるまでの間は、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行の際、従前の事後調査その他の手続等に関する定めに従って作成された書類は、規則で定めるところにより、新条例の相当する規定により作成された事後調査その他の手続に関する書類とみなす。

第6条 この条例の施行の際現に工事の全部を完了する前に土地又は工作物の供用を開始している対象事業又は法対象事業に係る新条例第27条第2項(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定による届出については、施行日から60日以内に行わなければならない。この場合において、新条例第27条第2項中「供用を開始するときは、あらかじめ、供用開始予定年月日」とあるのは「供用を開始しているときは、供用開始年月日」と読み替えるものとする。

第7条 この条例の施行の際現に工事を規則で定める期間を超えて行っている対象事業に係る新条例第29条の2第2項の規定による事後調査結果中間報告書については、施行日から180日以内に作成し、市長に提出しなければならない。ただし、附則第5条の規定により、新条例第29条の2第2項の規定により作成された事後調査結果中間報告書とみなされた書類がある場合は、この限りでない。

第8条 新条例第33条の2に規定する法対象事業に係る技術指針は、施行日以後に工事に着手する法対象事業について適用し、施行日前に工事に着手している法対象事業については、なお従前の例による。

第9条 新条例第34条において準用する新条例第29条の2第2項及び第3項の規定は、施行日前に工事に着手した法対象事業については、適用しない。

第10条 対象事業(その対象事業について、旧条例の規定により作成された書類のいずれかがある場合における当該対象事業を除く。)のうち、施行日前に都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業(当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。)であって、施行日以後その内容を変更せず、又は規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものについては、新条例第3章から第7章までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する対象事業を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該対象事業について、環境の保全の見地から適正な配慮を行うため、新条例第3章から第6章までの規定の例による計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続を行うことができる。この場合において、市長は、当該手続の実施に関し、必要な助言を行い、又は協議を求めることができる。

第11条 施行日以後に事業者となるべき者及び法第2条第3項に規定する第2種事業を実施しようとする者は、附則第2条の規定による技術指針の告示の日以後施行日前において新条例第7条から第8条までの規定の例による計画段階配慮その他の手続を行うことができる。この場合において、旧条例第7条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者は、同項の規定により計画段階配慮その他の手続を行うこととしたときは、規

則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。
- 4 前項の規定による告示が行われた場合において、第1項に規定する者が新条例第7条から第8条までの規定の例による計画段階配慮その他の手続を行ったときは、市長は、当該規定の例による手続を行うものとする。
- 5 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

別表

1	道路の建設
2	鉄道又は軌道の建設
3	発電所の建設
4	工場又は事業場の建設
5	下水道終末処理場の建設
6	廃棄物処理施設の建設
7	公有水面の埋立て
8	住宅団地の建設
9	大規模建築物の建築
10	レクリエーション施設の建設
11	工業団地の造成
12	流通業務団地の造成
13	土地区画整理事業
14	開発行為に係る事業(前各号に掲げるものを除く。)
15	前各号に掲げるもののほか、環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定める事業